

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部総務課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

東加茂郡下山村の字の名称変更	第563号	(市町村課)	690
家畜伝染病の発生	第564号	(畜産課)	694
解除予定保安林	第565号	(森林保全課)	694
都市計画公園事業の認可 (豊橋渥美都市計画公園事業2・2・92号小畷公園)	第566号	(公園緑地課)	694
都市計画公園事業の認可 (衣浦東部都市計画公園事業2・2・235号夕田公園)	第567号	(同)	694
道路の区域の変更	第568号	(道路維持課)	694
道路の供用の開始	第569号	(同)	695

### 選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	第47号	(選挙管理委員会事務局)	695
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称及び所在地変更	第48号	(同)	695

### 公告

改良普及員資格試験の実施	(農業経営課)	695
土地改良区定款の変更認可	(農地計画課)	696
土地改良区の土地改良事業計画の変更認可 (一宮町土地改良区)	(同)	696
土地改良区の新たな土地改良事業施行の認可 (西尾土地改良区)	(同)	696
県営土地改良事業の工事完了	(同)	696
土地改良事業計画書の縦覧	(同)	697
異種目換地の事前指定	(同)	697
土地改良法第3条資格者が行う土地改良事業の換地処分	(同)	697
公共測量の実施	(用地課)	697
公共測量の終了	(同)	697
第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可	(住宅企画課)	697
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	(建築指導課)	698
開発行為の許可に基づく工事完了	(同)	698

### 雑報

軽油引取税免税証の無効	(税務課)	698
-------------	-------	-----

### 正誤

愛知県公報第1784号		698
-------------	--	-----

# 告 示

## 愛知県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東加茂郡下山村の別図に示す区域において字の名称を次のとおり変更する旨、下山村長から届出があった。

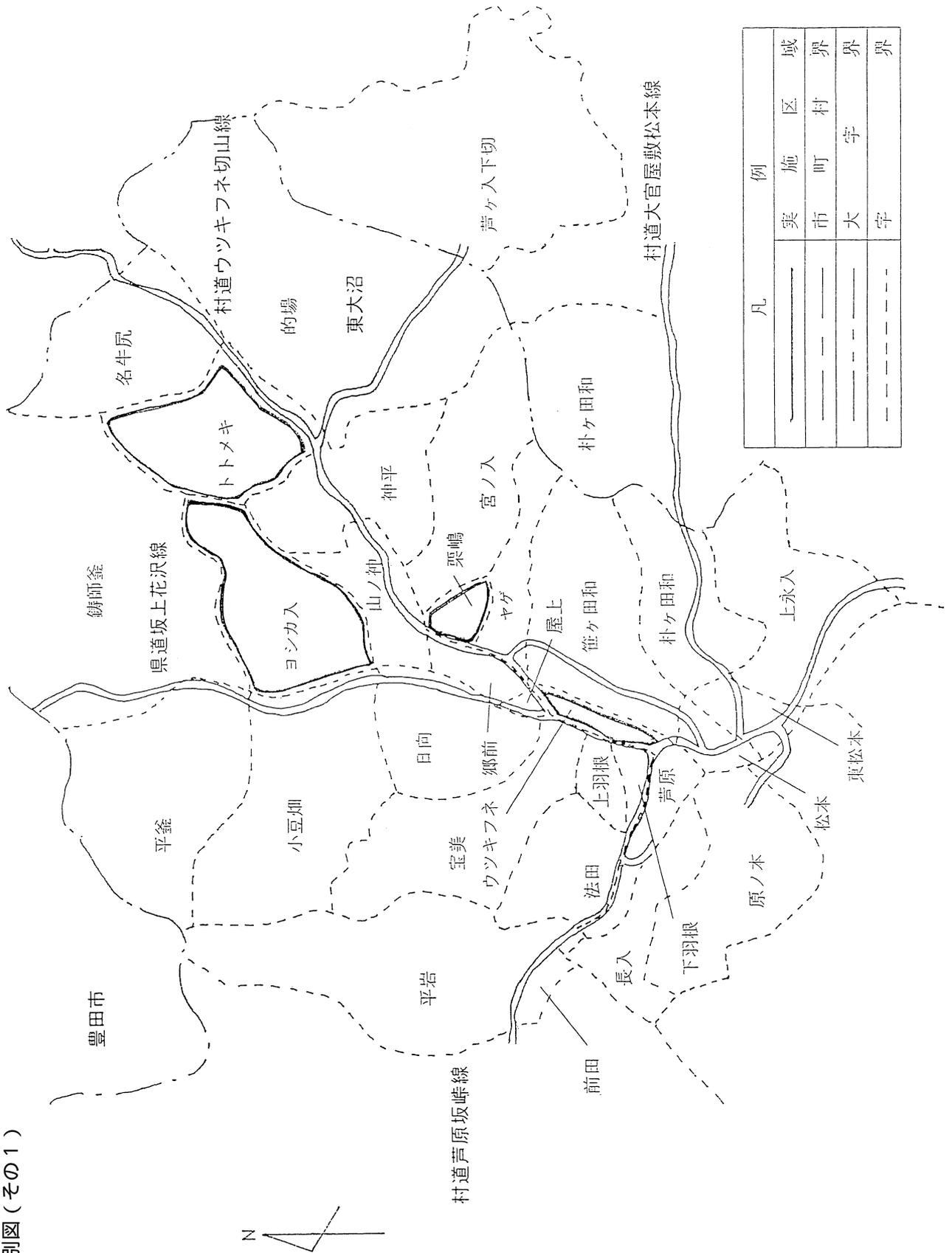
この字の名称の変更は、平成13年7月28日からその効力を生ずるものとする。

平成13年7月27日

愛知県知事 神 田 真 秋

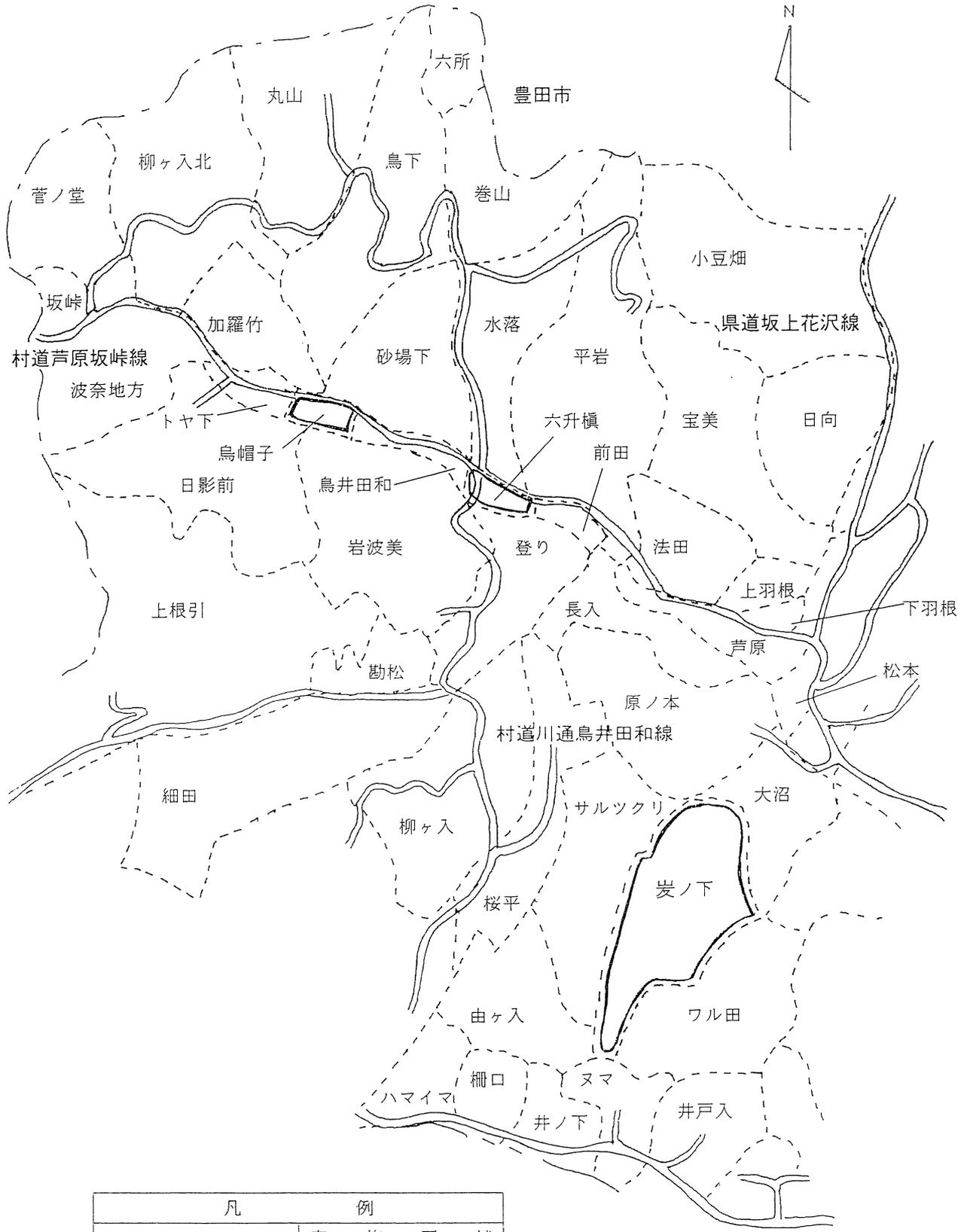
変 更 前	変 更 後
花沢字栗嶋	花沢字栗嶋 <small>くりしま</small>
同 字トトメキ	同 字ドドメキ <small>どどめき</small>
同 字ヨシカ入	同 字ヨシガ入 <small>よしがいり</small>
同 字ウツキフネ	同 字ウツキフ子 <small>うつきふね</small>
同 字烏帽子	同 字エボシ <small>えぼし</small>
同 字六升榎	同 字六所榎 <small>ろくしょまき</small>
同 字岨ノ下	同 字崩ノ下 <small>なぎのした</small>
東大沼字嶋川原	東大沼字嶋川原 <small>しまがわら</small>
同 字右工門西切	同 字右工門西 <small>うえもんにし</small>

別図(その1)



凡 例	
——	実 施 区 域 界
- - - -	市 町 村 界
· · · ·	大 字 界
· · · ·	字 界

別図(その2)



凡	例
—————	実施区域
— — — — —	市町村界
— · — · — ·	大字界
- - - - -	字界

一般国道301号線



## 愛知県告示第564号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のように家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

病名	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	渥美郡田原町	平成13.7.10	-

## 愛知県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

- 解除予定保安林の所在場所  
蒲都市拾石町墓土1の132（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林水産部森林保全課及び蒲都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 愛知県告示第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊橋市	豊橋渥美都市計画公園事業2・2・92号小畷公園	平成13年7月27日から平成16年3月31日まで	収用の部分 豊橋市小畷町地内 使用の部分 なし	豊橋市役所

## 愛知県告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
知立市	衣浦東部都市計画公園事業2・2・235号夕田公園	平成13年7月27日から平成14年3月31日まで	収用の部分 知立市上重原町夕田地内 使用の部分 なし	知立市役所

## 愛知県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	碧南高浜環状線	旧	碧南市植出町5丁目16番地先から同堀方町2丁目27番地先まで	16.0 ~ 30.0 m	0.350 km
		新	同	20.0 ~ 37.0	0.350
	豊田一色線	旧	西尾市花ノ木町三丁目21番1地先から同四丁目45番地先まで	A 22.8 ~ 41.0	0.250
		新	同	A 22.8 ~ 41.0 B 24.0 ~ 59.0	0.250 0.205

蒲郡碧南線	旧	西尾市花ノ木町三丁目21番1地先から同四丁目45番地先まで	A	22.8～41.0	0.250
	新	同	A B	22.8～41.0 24.0～59.0	0.250 0.205
岡崎碧南線	旧	西尾市花ノ木町三丁目21番1地先から同四丁目45番地先まで	A	22.8～41.0	0.250
	新	同	A B	22.8～41.0 24.0～59.0	0.250 0.205

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### 愛知県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	碧南高浜環状線	碧南市植出町5丁目16番地先から同堀方町2丁目2番11地先まで	平成13年 7月27日
	道場山安城線	安城市福釜町中根109番4地先から同95番2地先まで	
	浅井犬山線	江南市宮田神明町緑233番地先から同236番地先まで	

## 選挙管理委員会告示

#### 愛知県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条で準用する場合を含む。）の規定に基づき施設の長が不在者投票管理者となる施設として、平成13年7月9日次のように指定をした。

平成13年 7月27日

愛知県選挙管理委員会委員長 小林 淳 三

名 称 所在地  
特別養護老人ホームなごやかハウ ス丸池 名古屋市港区丸池町1丁目3番地  
一宮市萩の里特別養護老人ホーム 一宮市萩原町東宮重字蓮原36番地の1

#### 愛知県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条で準用する場合を含む。）の規定に基づき施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のように名称及び所在地の変更があった。

平成13年 7月27日

愛知県選挙管理委員会委員長 小林 淳 三

名 称 所在地  
変更前 佐藤外科病院 江南市上奈良町緑48  
変更後 佐藤病院  
変更前 三好町立三好病院 西加茂郡三好町西陣取山90番地  
変更後 三好町民病院 西加茂郡三好町大字三好字八和田山15番地

## 公 告

改良普及員資格試験に関する条例（昭和28年愛知県条例第15号）第2条の規定によって、平成13年度改良普及員資格試験を次のように行います。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田真秋

- 1 試験の日時  
平成13年10月24日（水）及び平成13年10月25日（木） 午前9時20分から午後5時まで
- 2 試験の場所  
愛知県産業貿易館本館4階  
名古屋市中区丸の内三丁目1-6
- 3 受験願書
  - (1) 受付期間  
平成13年8月6日（月）から平成13年9月3日（月）までの午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (2) 受付場所  
愛知県農林水産部農業経営課
  - (3) 用紙の配布
    - ア 配布期間  
平成13年8月6日（月）から平成13年9月3日（月）までの午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
    - イ 配布場所  
愛知県農林水産部農業経営課
- 4 問い合わせ先  
愛知県農林水産部農業経営課  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）  
電話（052）961-2111 内線3671  
なお、試験に関する詳細については、インターネットでも閲覧できます。  
ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/siken>

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、木津用水土地改良区定款の変更を平成13年7月13日認可した。  
平成13年7月27日

愛知県知事 神田真秋

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を平成13年7月18日認可した。  
平成13年7月27日

愛知県知事 神田真秋

高貝用水土地改良区定款  
刈谷土地改良区定款  
小坂井町土地改良区定款

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、一宮町土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更を平成13年7月5日認可した。  
平成13年7月27日

愛知県知事 神田真秋

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、西尾土地改良区（西小槲地区）の新たな土地改良事業の施行を平成13年6月26日認可した。  
平成13年7月27日

愛知県知事 神田真秋

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき、県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。  
平成13年7月27日

愛知県知事 神田真秋

地区名	事業名	完了年月日
前浜中江地区	担い手育成畑地帯総合整備事業 (用排水施設整備事業) (農道事業)	平成13.3.26
六ツ美西部地区第2工区	ほ場整備事業	同 15
福岡地区	緊急農地防災事業	同 26
西荒居地区	水質保全対策事業	同 30

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（滝沢池地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

- 1 期間  
平成13年 7月30日から平成13年 8月24日まで
- 2 場所  
新城市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ほ場整備）若園南部地区の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

豊田市花園町西大切71の2、74の2、75の3、78の2、94の2、94の3、東大切106の2、南大切109の2、161の2、古層20の2、21、43の2、石根16の2、22の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第1項の規定に基づき、同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業（佐布里地区）は、換地処分があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、渥美町土地改良区理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
渥美郡渥美町大字宇津江	平成13年 7月16日から 平成14年 2月22日まで	公共測量（確定測量図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、渥美町土地改良区理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
渥美郡渥美町大字和地	平成13年 7月16日から 平成14年 2月22日まで	公共測量（確定測量図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
名古屋市千種区丘上町、菊坂町及び御棚町	平成13年 2月8日から 平成13年 3月31日まで	公共測量（道路台帳平面図修正）

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

- 1 施行者の氏名又は名称  
萬松寺
- 2 事業施行期間  
平成12年 7月18日から平成14年度末まで
- 3 施行地区  
名古屋市中区大須三丁目地内
- 4 第一種市街地再開発事業の名称  
大須30番第2地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地  
名古屋市中区大須三丁目29 - 17

- 6 施行認可の年月日  
平成12年 7月18日
- 7 施行地区の変更の内容  
名古屋市中区大須三丁目3025 - 3の一部を除外する。
- 8 変更の認可の年月日  
平成13年 7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

- 1 都市計画決定権者の名称  
佐織町
- 2 都市計画の種類及び名称  
津島海部西部都市計画測高地区計画
- 3 縦覧場所  
愛知県建設部建築指導課及び佐織町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

許可番号	許可年月日	検査済証交付年月日	申請者氏名	申請者住所	開発地域の名称	開発区域の面積
12令尾建 5 - 34	平成 12 . 3 . 16	平成 13 . 7 . 11	松原 浩一	豊橋市羽根井町93 - 1	犬山市羽黒銚添 3 - 47 - 1	499.05 <sup>m</sup>
13令知建 29 - 20	13 . 6 . 8	同 16	三交不動産株式会社 取締役社長 井田 健三	三重県津市丸之内 9 - 18	東海市加木屋町雉子野10 - 16	4,363.60

## 雑 報

次の軽油引取税免税証は紛失したので、紛失した日以降無効とする。

平成13年 7月27日

愛知県知事 神田 真秋

免税証の種類	用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	紛失年月日
50船船		K 299054	1	平成13年 6月7日 ～ 平成13年 9月30日	名古屋市南区明治 1 - 21 - 15 合資会社尾崎石油商会	熱田県税事務所	平成 13 . 6 . 18
200船船		K 692974	1	平成13年 1月5日 ～ 平成13年 6月30日	碧南市宮後町 4 - 19 碧南オイルセンター株式会社碧南給油所	西三河事務所安城税務出張所	同 3 . 7

## 正 誤

平成13年 7月 3日第1784号町が行う土地改良事業施行の同意の公告文中「吉良町」は「幡豆町」の誤り。